



Title	「風月」考：公宴詩会との関わりにおいて
Author(s)	滝川, 幸司
Citation	語文. 1996, 66, p. 19-28
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/68897">https://hdl.handle.net/11094/68897</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 「風月」考

——公宴詩会との関わりにおいて——

## 滝川幸司

寛平二年、讃岐守の任期を終えて帰洛した菅原道真は、宇多天皇主催の曲水宴に参加し、次のような詩を賦した。

三月三日侍於雅院賜侍臣曲水之飲應製 菅原道真  
擲度風光臥海浜 風光を擲度し海浜に臥す  
可憐今日遇佳辰 憐れむべし今日佳辰に遇ふことを  
近臨桂殿廻流水 近く臨む桂殿廻流の水  
遙想蘭亭晚景春 遥に想ふ蘭亭晚景の春  
仙盡追來花錦亂 仙盡追ひ來りて花錦乱る  
御簾卷却月鈎新たなり 御簾卷却して月鈎新たなり  
四時不廢歌王沢 四時王沢を歌ふことを废めず  
長断詩臣作外臣 長く詩臣の外臣たることを断たん

(『菅家文草』巻四・324)

道真に限らず詩賦の才有りと自負する者にとって朝廷の詩宴に列席が許されることは、何よりの名譽であったが、道真の詩宴に寄せる意欲は殊のほか激しく頭であった。たとえが讃岐時代の仁和五年（八八九）の詩には、  
(引用者注、前掲「正月十六日憶宮姫踏歌」の尾聯を引く、省略)

首聯は、讃岐に居て虚しく過ごしていた頃と、今日この曲水宴に参加できたことの喜びとをいう。頸聯、頸聯で曲水宴の光景を描写

し、尾聯で、この宴に参加できた喜びを詠むのであるが、四季折々の季節に王沢を謳うことをやめないでいたい、そのため、「詩臣」であるこの私を「外臣」（＝地方官）に任しないでほしい、という。「四時……歌王沢」とは、この曲水宴を含め四季折々の季節に開かれる公宴詩会で天子の徳を讃える詩を賦することを意味するのであらう。道真は、公宴詩会で「王沢」を謳歌するために、都に「詩臣」として留まつていたいと願っているのである。こうした道真の願望は、讃岐守時代の詩に顕著に見え、「毎属佳辰公宴日」空々湿損客衣襟」（『菅家文草』巻四・284「正月十六日憶宮姫踏歌」と、讀岐に居るばかりに都での公宴に参加できない自分を悲しんでおり、前掲曲水宴詩尾聯と好対照であるう。道真のこうした悲嘆について、波戸岡旭氏が次のように論じている。<sup>(1)</sup>

とあり、地方官の身では踏歌の節会を始め、あらゆる詩宴に列入席出来ないと悲哀をかこっている。地方官の憂き身の最たるものとして、詩宴に出席出来ないことをいうのである。

……中略……

（引用者注）前掲「三月三日侍於雌院賜侍臣曲水之飲應製」の尾聯を引く（省略）

右は、仁和二年（八九〇）、受領交替の解由を待たずに讃岐から帰京し、その後に催された曲水の侍宴における作の結句である。このように宮廷詩人たる者が地方官になることは断ちたるものだという願いを直截に詠んでいるのである。それは訴えですらある。中央に居たいのは、常に主上に近く侍坐して王沢を謳い、聖恩を謝し、聖徳を寿ぎたいからである。

道真に限らず当時の文人達にとって、公宴詩会の賦詩が極めて正評であったことが指摘されている。確かに、『日本後紀』以下の正史を見渡せば、文徳天皇朝辺から詩会記事はほとんど公宴詩会に限られるのであり、その重要性に疑いはない。また、道真ら文人は、律令官人である上で且つ文人である以上、公宴詩会への参加は官人として律令社会での場所を占める重要な根拠であったろう。しかしながら、公宴詩会に關しても、それに対する律令官人達—道真ら文人は勿論、それ以外の官人をも含めて—の意識に關しても、この波戸岡氏の論以外に注意が払われているとはいがたい。また、公宴詩会についての個別の儀式研究も、それの展開についても、研究が進んでいるとは必ずしもいえない状況である。<sup>(2)</sup>これには、「公宴詩会の際の兼題操作の詩が本義を外れたものであり、たとへ凋心鏤骨

して麗句を配し衆人の賞讃を得たとしても、眞の詩から遠く離れたものであることは明らかである。」という見解に代表される認識とともに、公宴詩会の意味付けがこれまでに積極的になされてこなかったことも起因しているよう。本稿では、そのような公宴詩会の機能と変遷について、「風月」という語を起点として考察を加える。

## 二

「風月」という語が、単に自然現象であるところの「風」と「月」を表すだけでなく、「詩心を昂揚させる自然」を意味することは、夙に後藤昭雄氏や大曾根章介氏<sup>(4)</sup>によって指摘されている。特に、大曾根氏は、上代から平安朝全般の用例を検討され、「詩心を昂揚させる自然」としてあつた「風月」が、平安朝の半ば頃——菅原文時辺——から「風月」だけで「詩」をも表すことにもなったこと、その転換点が菅原道真の用法にあつたことを指摘された。次の詩は、「詩心を昂揚させる自然」としてあつた「風月」が、「詩才」の意で使われた例として大曾根氏が指摘された詩である。

奉感見献臣家集之御製不改韻兼敍鄙情 菅原道真

反哺寒鳥自故林 哺むことを反す寒鳥は自ら故林

只遺風月不遺金 只風月を遺して金を遺さず

且成四七箱中卷 且つ四七と成る箱中の巻

何幸再三陛下吟 何ぞ幸なる再三陛下の吟

犬馬微情叉手表 犬馬の微情手を叉ぬきて表す

冰霜御製遍身侵 冰霜の御製身に遍く侵す

恩覃父祖無涯岸 恩は父祖に覃びて涯岸無し

誰道秋來海水深

誰か道はん秋來りて海水深しと

（『菅家後集』49）

この詩の「風月」について大曾根氏は、「親鳥が口に哺んだ食物を与え育てる」と子鳥は必ず恩返しをするというが、祖父と父の二代に亘る薰陶によつて私は自然に家業に入ることができた。父祖は私にただ風月を残してくれたが金は残さなかつた。……中略……「故林」が家業である學問詩文の世界を示すものとすると、「風月」は自然を賞讃する詩心から進んで、風月を愛して詩に表現する文学的資質才能を表すものと考へることができようか。かかる用例は彼の他の作品には見られない」と述べられた。しかし、次の例もこれに準じて考へられよう。

絶句十首賀諸進士及第（1） 菅原道真

七々頽齡是老生

七々の頽齡是老生

誓云未死遂成名

誓ひて云ふ未だ死なずして遂に名を成さん

明王若問君才用

明王若ひ君が才用を問ひたまはば

吏幹差勝風月情

吏幹差や勝る風月の情

賀丹誼

丹誼を賀す

（『菅家文草』卷二・129）

これは、道真が文章生試に合格した学生を祝した詩であるが、天子が君の才能を問われば、「吏幹」が「風月」よりも優れていると答へよう、と詠んでいる。「吏幹」は、正史の卒伝等に散見し、

答諸公卿請減封様表勅  
勅。朕以<sub>ニ</sub>眇身<sub>ニ</sub>、謬為<sub>ニ</sub>元首<sub>ニ</sub>。運屬<sub>ニ</sub>澆世<sub>ニ</sub>、道離<sub>ニ</sub>淳源<sub>ニ</sub>。近曾炎旱、

菅原文時

政治の実務に対する才能を指すのであるから、この場合の「風月」も「詩作の才」を表すことにならう。大曾根氏は、道真のこのようない用法を「我国の先蹟文学からは探し求めることが困難である」と述べられている。この道真の用法が、「風月」＝「詩」という用法を導き出したと考へられるが、それは、「風月」と詩作が緊密に結びついているところから生じたのであろう。その点は、大曾根論文に詳細であり、参照されたい。<sup>(6)</sup>

前掲した道真の「風月」は、詩才を意味したのであつたが、前者は、道真に受け継がれた「故林」における「風月（＝詩才）」であり、「故林」とは、該詩の題にある「御製」（醍醐天皇「見右丞相獻家集」、『菅家後集』所收）の「門風自古是儒林」に対応し、道真に及ぶ三代の儒業を指す。「風月」はそこから「遺」された才なのである。道真が「家業年租本課詩」（『菅家文草』卷二・120）「予作詩情怨之後再得菅著作長句二篇解釈予憤安慰予愁憤积愁慰朗然如醒、予重抒蕪詞謝其得意（本韻▽）」——先祖代々の家業で租税として詩を課されている——と詠んだ認識と同様で、三代に亘る職業としての詩、その才能としての「風月」であろう。後者は、「吏幹」と同列に捉えられる「風月（＝詩才）」である以上、政治の実務才能と同レベルの「才用」としての「風月」として理解されよう。ともに、國家に仕える才として「風月」が意識されていいるといえるのではないか。そうした「風月」とは具体的には何を指すのであろうか。次の例が参考になろう。

人庶憂勞。崇<sub>ニ</sub>神靈<sub>ニ</sub>而無<sub>レ</sub>功、転<sub>ニ</sub>經王<sub>ニ</sub>而不<sub>レ</sub>驗。是用躬親<sub>ニ</sub>節。儉<sub>ニ</sub>心期<sub>ニ</sub>感通<sub>ニ</sub>。乃稽<sub>ニ</sub>旧章、重施<sub>ニ</sub>新詔。衣袴<sub>ニ</sub>慮<sub>ニ</sub>無<sub>ニ</sub>異綵<sub>ニ</sub>、食<sub>ニ</sub>亦廉<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>兼珍<sub>ニ</sub>。所<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>民也。而卿等不<sub>ニ</sub>稱<sub>ニ</sub>道天之厭德<sub>ニ</sub>、還美<sub>ニ</sub>紫泥<sub>ニ</sub>於流謙<sub>ニ</sub>。內合<sub>ニ</sub>議於股肱<sub>ニ</sub>、外引<sub>ニ</sub>龜於朱紫<sub>ニ</sub>。任<sub>ニ</sub>至情<sub>ニ</sub>而求<sub>ニ</sub>折<sub>ニ</sub>封<sub>ニ</sub>、違<sub>ニ</sub>往跡<sub>ニ</sub>而陳<sub>ニ</sub>減<sub>ニ</sub>祿<sub>ニ</sub>。朕怪怪焉。夫災害之興、必有<sub>ニ</sub>所<sub>ニ</sub>應<sub>ニ</sub>。朕之不<sub>ニ</sub>逮<sub>ニ</sub>、蓋自招<sub>ニ</sub>之。朕獨可<sub>ニ</sub>對<sub>ニ</sub>民而謝<sub>ニ</sub>矣。卿等何剋<sub>ニ</sub>己而同乎。況大夫等、國恩是憑<sub>ニ</sub>、私儲或乏<sub>ニ</sub>。出<sub>ニ</sub>於學館者、風<sub>ニ</sub>月唯為<sub>ニ</sub>家資<sub>ニ</sub>。移<sub>ニ</sub>自<sub>ニ</sub>孝門者、水菽莫<sub>ニ</sub>非<sub>ニ</sub>祿養<sub>ニ</sub>。來請之旨、曾所<sub>ニ</sub>不<sub>ニ</sub>容<sub>ニ</sub>。猗歟、非<sub>ニ</sub>不<sub>ニ</sub>高敦俗之志。然此省檄將<sub>ニ</sub>止<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>一<sub>ニ</sub>人之身<sub>ニ</sub>也。

天曆十年八月十九日　（『本朝文粹』卷一・57）

これは村上天皇天曆十年に、天変地異頻りなる情勢に鑑みて、臣下達が自らの封祿を減らすことを願つて奉った表への勅答で、菅原文時の作になるものである。傍線部に「風月」と記されているが、封祿を削るという臣下に対し、臣下達は、「國恩を頼み、私財も乏しかろう、「學館」より出身したものは、「風月」を「家資」としているのであるし、孝行によって登用されたものは、貧しい中で親孝行をしているのであるから、封祿を削るという要請を聞くことはできない、と答えている。「出<sub>ニ</sub>於學館者、風月唯為<sub>ニ</sub>家資<sub>ニ</sub>」の表現が問題になるのであるが、「學館」は、三善清行の「意見封事十二箇条」（『本朝文粹』卷一・67）の「請加給大学生徒食料事」に「然而学生等、成立之望猶深、飢寒之苦自忘。各勤<sub>ニ</sub>鑽仰<sub>ニ</sub>、共住<sub>ニ</sub>學館<sub>ニ</sub>」とあり、大学寮の学生の寄宿舎を「學館」と記しており、「出<sub>ニ</sub>於學館者」とは、大学寮出身者と考えられる。その大学寮出身者が「風

月（＝詩）」で「家資」を得てゐるのであるという。この勅答は「減封祿」の要請に答えて下されているのであるから、大学寮出身者は、詩によつて封祿を得てゐるといふことになる。（つまり先述した道眞の例と同様、「風月」の才によつて、国家に仕えてゐるということになる。そして大学寮出身者——賦詩によつて「資」を得るのであるから、文章道出身者が中心となろう——が「風月」によつて祿を得るということは、具体的には、公宴詩会の獻詩者となり、そこで詩を賦し封祿を得るということにならう。

公宴詩会として重要な、内宴・重陽宴の獻詩者＝「文人」に関する規定をみれば、内宴においては、「蔵人頭奉<sub>ニ</sub>仰、今仰<sub>ニ</sub>廻可<sub>ニ</sub>參<sub>ニ</sub>文人等」（儒士并文章得業生、候藏人所<sub>ニ</sub>文章生、在<sub>ニ</sub>諸司<sub>ニ</sub>旧文章生、才学傑出者一両。但内記依<sub>ニ</sub>例預<sub>ニ</sub>之）（『北山抄』所引清涼記「内宴」）とあり、重陽宴の規定でも、「応<sub>ニ</sub>召<sub>ニ</sub>文人<sub>ニ</sub>者、前二日省簡<sub>ニ</sub>定文章生并諸司官人堪<sub>ニ</sub>屬<sub>ニ</sub>文者<sub>ニ</sub>造<sub>ニ</sub>簿預令<sub>ニ</sub>宣告<sub>ニ</sub>」（『延喜式』式部省下「九月九日菊花宴」）と、文章生が召集されている。文章道出身者が公宴詩会に参加することが窺われるのであるが、勿論その様に関しても「延喜式」大藏省・諸節祿法等に定められている。（つまり彼らは公宴詩会で詩を賦すことにより祿を得てゐるのである。「出<sub>ニ</sub>於學館者、風月唯為<sub>ニ</sub>家資<sub>ニ</sub>」とは、こうした事情を指してゐるのである。つまり、「風月」は公宴詩会を意識させるということになる。また紀長谷雄「延喜以後詩序」（『本朝文粹』卷八・21）に「故予延喜以後不<sub>ニ</sub>好<sub>ニ</sub>言<sub>ニ</sub>詩。風月徒抛<sub>ニ</sub>、煙華如<sub>ニ</sub>棄。雖<sub>ニ</sub>閑<sub>ニ</sub>公宴、不敢深思、只避<sub>ニ</sub>格律之責<sub>ニ</sub>而已」という記述があるが、これも同様である。詩を言うことを最早好まないから「風月」「煙華」を投げ捨てよう、そして公宴に預かっても格律の責めを逃れるだけだ、

と嘆いているのであるが、本来ならば、公宴詩会では「風月」「煙華」を投げ捨てずに「詩」を「言」うということを表していよう。

「風月」と公宴詩会との関連を窺わせる表現である。

これらの「風月」によって導き出される詩作の場は具体的には公

宴詩会を意識させる。そしてこのことは、平安朝における「風月」

の例を通覧すると、さらに明確になる。例えば、菅原文時の詩文に

は先の勅答以外に同様な用法が見出せる。「老閑行」（『本朝文粹』

卷十二・34）の「家資風月雖老未忘、世路喧囂雖去猶聽」とい

う表現は、勅答の「風月唯為家資」と重なり、公宴詩会を意識さ

せよう。また、「意見封事三箇条」（『本朝文粹』卷二・68「封事三

箇条（3）・請不廢失鴻臚館懷遠人勵文士事）には、「方今詞人才

子、顧相誠曰、人命有限、世途難拋。何徒勤苦於風月之間乎。

請見鴻臚館之不可復為文場矣。」とある。衰亡している鴻臚館

の復旧を要請した條に記された「詞人才子」の嘆きである。世を渡

ることを投げ捨てるとはできないから、いたずらに詩作に勤める

ことができようか、鴻臚館が廃れていたために「文場」とはならな

いことを見てもわかることだ、というのであり、逆に言えば、「文

場」としての鴻臚館があれば、「風月」に「勤苦」することも「徒

ではないということであろう。これも、公宴詩会での賦詩に準じて

考えられる。

申文にも「風月」は見出せる。申文は自分の職歴を述べ、昇進等を願う文章である。その中に「風月」で国家に仕えたという表現が見えるのは、やはり公宴詩会を意識させよう。

正四位下  
行式部大輔兼文章博士  
菅原朝臣文時誠惶誠恐謹言

請殊蒙天裁依勤績及儒勞叙從三位狀

：若不蒙之煥沢、忽墳溝壑、則恐天下文士、海內學徒、不知

公家用賢捨愚之意、偏見文時之沈淪、相識皆以為、勿以

風月之情奉々君、勿以儒雅之事報々國矣。詩書札樂之道、從々

此而可永荒

（『本朝文粹』卷六・152）

これは、文章博士である自分が從三位に叙せられなかつたならば、天下の文士・学徒が、「詩」や「儒學」で国に報じないようになる、と危惧したもので、國家に仕える方法としての「風月」が確認される。

同様の例は文時以外にも確認でき、大江匡衡も申文中で「叙位勞十箇年、博士勞五箇年、以儒學為業、以風月為資。」（『本朝文粹』卷六・160「請特蒙鴻恩以准先例兼任并官左右衛門権佐大學頭等申他官替狀」と記し、文時作の勅答や「老閑行」にも見えた「風月」を「資」とするという措辞と重なり、これも具体的には公宴詩会の詩作を意味しよう。

### 三

以上、「風月」が公宴詩会を意識させることを述べた。国家に仕える手段として「風月」があり、それは具体的には公宴詩会に参加しての献詩であることを確認した。殊に文時の作になる勅答の「風月」や申文に表れる「風月」はそのことを明白に表していよう。勿論、全てがこれに当たるとはいえない<sup>(8)</sup>が、こうした「風月」の用法を検討することで、公宴詩会に対する文人達の意識を考える緒が見出せるのではないか。

「風月」は実は申文に多く見られる措辞でもあるのだが、申文が

国家に仕えた職歴を述べることで昇進等を願う文章である以上、そ

(9) 氏の儀式に関する示唆的な見解が参考になろう。

ここに表れる「風月」は、国家の行う公宴・儀式における詩会での献詩を指そう。先の文時・匡衡の申文の例は、まさにそうした献詩によって律令国家に仕えること、あるいは仕えてきた実績を述べたものであった。ところがそのような申文の「風月」であるのに、次のような例が見出せる。

正五位下行文章博士大江朝臣以言誠惶誠恐謹言

請特蒙天恩因准先例依儒学旁被兼任弁官闕左右衛門権佐申他官替

状

以言昔在丁年早登甲科蓬宮芸閣賜宴之筵必蒙其徵辟  
王公卿相言詩之座必列其風塵雖慙才望之愚賤未免三  
風月之荷担

（『本朝文粹』卷六一五）

これは、一条朝の儒者大江以言の申文である。以言は、「蓬宮（＝内裏）」、「芸閣（＝内御書所）」での詩宴や「王公卿相」の詩会で、「風月（＝詩）」の責任を負って仕えたというのである。この申文では「蓬宮」での詩宴、つまり公宴儀式を中心とした天皇が主催する詩宴と、それ以外の「王公卿相」という臣下の詩宴での「風月の荷担」が同列に扱われている。双方を自分の功績として申文で述べているのである。申文における「風月」は国家に報ずる手段として記されるのであるから、これは異例である。このことは、何様に理解すべきなのであらうか。しかし、それ以前に、そもそも「風月」によって国家に報ずるとはいかなることなのであらうか。つまり、公宴詩会での機能とはいなるものであるのか。次の喜田新六

儀式の内容をなす各種の儀礼は、当時の国家体制の維持運営のために、必要欠くべからざるものと考えられ、…中略…儀式に規定してある儀礼は、君臣上下の秩序と上奏、下達の形式とを、空間的位置と参列者の行動とに表現するように仕組んだ一種の演技であって、儀式に規定してあるその次第書きの通りに、毎年繰返して参列者を行動せしめ、彼等をして、目と耳と再拝等の行動等によって、君臣上下の秩序と自己の地位分限とを覚らしめるのである。

儀式とは、律令体制維持運営のために、常に繰り返し行われることで、君臣上下の秩序の維持を保つものであったことが知られるのであるが、こうした機能を持つ儀式の中で、詩作が行われるのである。公宴詩会での詩は、儀式の内容を褒め称え、天皇の徳を賛美することが中心であるが、儀式における機能として考えてみれば、それは儀式の正しい運営を讀えることにもなるのであり、君臣上下の秩序が保たれていることを示すことにもなる。公宴詩会での賦詩の機能とは、そうした秩序維持の方策の一部として理解されなければならぬ。だからこそ「風月」が国家に報ずる手段ともなるのであらう。そうであれば、先掲の以言の申文は、公宴詩会に対する意識の変化を表しているのであらうか。それはまた、当時つまり一条朝の公宴詩会のあり方を示しているのかもしれない。

一条朝二十六年間における詩会を調査すると、次のような結果が

天皇主催の詩会 四十六回（内、公宴詩会<sup>(1)</sup> 七回）  
臣下主催の詩会 五十七回（内、道長主催 四十二回）

参考までに、醍醐朝三十四年間の詩会は次に示したとおりである。

天皇主催の詩会 五十三回（内、公宴詩会 四十二回）  
臣下主催の詩会 十二回

醍醐朝の詩会はほとんどが公宴詩会であり、それ以外は目立たない。それに引き替え一条朝で頗る見るのは、公宴詩会の減少と、道長家詩会の多数の挙行である。公宴詩会は、一条朝に入つて突然減少したのではなく、既に、冷泉朝辺から徐々に挙行されなくなつたのであるから、逆に言えば、この時代に公宴詩会が五回というのは、目立つくらいではあるのだが、やはり、上述したような天皇を中心とした秩序維持の方策としての儀式は既に機能していないと見てよいであろう。それとともに頗る著なのが、この時、左大臣として一人の人であった、藤原道長家の詩会の多さである。他の臣下には詩会を主催する記事がほとんど見えないので対し、道長家の詩会は異例なほどに多いのである。またその詩会も「十二日 自<sup>ニ</sup>左大殿（道長）有<sup>レ</sup>召 依<sup>ニ</sup>作文事<sup>也</sup>」、大内記斎名朝臣上題、寒花為<sup>レ</sup>客裁（以<sup>ニ</sup>心為<sup>レ</sup>韻）、文章博士匡衡朝臣獻序・下略…」（『權記』長徳三年十月）、「十一日、癸巳、天晴、馬場殿上人会合、有<sup>ニ</sup>作文事、水清似<sup>ニ</sup>晴漢、以<sup>ニ</sup>秋為<sup>レ</sup>韻、上達部五六人、殿上人・儒者・經<sup>ニ</sup>文章生者廿許、未時事始、子丑時許事了」（『御堂闕白記』寛弘元年九月）とあるように、上達部・殿上人・文章博士や文章生等も参会する。

大がかりな、公宴詩会に近い規模の詩会でもあったようである。そこには道長の強烈な権力を認めなければならないのであらうが、ともあれ公宴詩会の衰退と、それに連動するかのような道長家詩会の幾多の挙行が確認される。以言の申文の表現にはこのような情勢が反映しているのであらう。以言が申文で、「王公卿相」の詩会—恐らくは道長主催の詩会が大きく影を落としているのであらう—と公宴詩会とを同列に功績として扱うのは、道長家詩会に収斂するであろう臣下主催の詩会も、天皇主催の公宴・儀式と同じ賦詩の場であるとの認識を示しているのである。公宴詩会がその本質を失つたのか、あるいは道長家詩会が、公宴詩会並の権威・機能を持ったのか、あるいはまたその両方であったのか、今後、検討していくかなればならない課題である。

ところで、このような認識は同時代の文章博士である大江匡衡にも見出せる。

### 返納

貞觀政要十卷

右依<sup>ニ</sup>召返上如<sup>レ</sup>件。但除書以後、心若<sup>ニ</sup>死灰<sup>ニ</sup>。今度之政、以<sup>ニ</sup>文章宿学之咎、不<sup>レ</sup>給<sup>レ</sup>司<sup>レ</sup>給<sup>レ</sup>之官。仍自<sup>ニ</sup>公宴祝奠、及一所詩宴

以外、永絕<sup>ニ</sup>風月之交<sup>ニ</sup>。又絕<sup>ニ</sup>雜筆<sup>ニ</sup>。同前。……下略……

長保二年二月六日

窮儒大江匡衡

（『本朝文粹』卷七・192）

これは匡衡が藤原行成にあてた書簡である。除目で、望んだ職につけなかつたのは、「文章」を「學」んだ「咎」であるといい、「公

宴祝奠及び一所の詩宴より以外は、永く風月の交を絶たん」と、遣

いかなければならぬ。

方無い憤懣を述べてゐるのであるが、祝奠は大学寮の行事であるから公宴と同列に扱われても問題はないが、それらと同列に「一所の詩宴」とある。「一所」は柿村重松氏『本朝文粹註釈』に「一所 職源抄上云、執柄必蒙三一座宣旨、故称一人（又云三一所）、案するに一所は摂政閑白をいふ、榮華物語、花山にも閑白殿の姫君參らせ奉り給ふ、世の一の所におはしませばいみじうめでたきとあり、当時は藤原道長摂政たり」と注されるように、摂関のこと、あるいは時の一人であろう。ここでも公宴詩会と、摂関とはいへ臣下の詩会が同列に扱われてゐる。どうやら一条朝辺で公宴詩会は、摂関の詩会と同列に認識されるようになつたようである。以言の申文や匡衡の書状は、そうした状況を表してゐるのであろう。

#### 四

以上、「風月」の用法を起点として公宴詩会について考察を加えた。平安朝における「風月」は、賦詩と密接に関わつてゐたが、その賦詩は公宴詩会を意識させ、公宴詩会について検討を試みる緒になるのではないか、と推測を立てて考察してきたところ、一条朝において、それまで公宴詩会を意識させていた「風月」に、臣下一道長—主催の詩会の影を認めることができた。公宴詩会が、一条朝においてほとんど挙行されなくなり、天皇を中心とした君臣上下の秩序維持の方策として機能しなくなつたこと、道長家詩会の頻繁に開催されたことによるのであるという結論に達した。しかし、これは、「風月」の用法と、詩会挙行の数値のみによつて得られた結果である以上、今後、具体的に詩会記事を読解しつつ、検討を加えて

集』卷二十一「出塞」隋·薛道衡)のよう、「風」と「月」、「野情風月曠山心人事疏(『元虞子山集』卷五「奉和永豐殿下言志十首(10)」北周·庾信)のように「風月」に代表される自然を表すのが通例であり、詩作と関わる例は未見である。概して唐以前には「風月」の用例は少ない。唐代に入るとしばしば見られるが、初唐においては、王勃がぬきんでいる。「琴尊唯待處、風月自相尋」(『王子安集』卷三「贈李十四丞(1)」、「豈非琴樽遠契、必兆朕於佳辰、風月高情、每留連於勝地」)(同卷五「越州秋日宴山亭序」)では、「風月」は「琴」・「琴樽」と対にされ、殊に後者においては、「秋日宴」を促すものとして表現されている。また「少時風月、蘭亭有昔時之會、竹林無今日之歡」(同卷六「秋日宴季處士宅宴序」)においても宴を誘うものとして詠まれている。これらの「風月」は、自然の代表として表現されており、また「宴」を促すものとしてある。他に「況乃偃泊山水、遨遊風月、樽酒於其外、文墨於其間、則造化之於我得矣」(同卷五「上日浮亭宴序」)のようない、「樽酒」「文墨」を導く例も注意されるが、我が國のように詩興を揚させる自然というよりは、「詩作」を含んだ「琴樽文墨」の「宴」を導くものとしてあり、詩作が特立されているわけではないようである。しかしこのような「風月」は、他に余り見出せず、唐代においても前代と同様「風」と「月」あるいは自然・般を指す場合が多い。例えば、「風月清江夜、山水白雲朝」(『幽夢子(盧照鄰)集』卷二)は「風」と「月」であるし、「江鷺遷樹、龍鷹出雲、夢上京之台沼、想故山之風月、發言而宮商應、搖筆而綸繡飛」(『文苑英華』卷七百一「洛州張司馬集序」張說)は自然・般を表す場合こうした状況で注意されるのは、既に大曾根氏も注意しているか、やはり白居易の「風月」である。白居易は、唐代でも圧倒的に多く「風月」を讀んでおり、その「風月」には、詩興を催す自然として表現されている例も見出されるのである。大曾根氏があげられた「唯有詩魔降未得、每逢風月一閑吟」(『白氏文集』卷十六)などからも一貫しているように「風」と「月」、あるいは、自然一般として表現される。「吳官好風月」、越郡多樓閣」(同卷五十一・二二八「和微之四月一日作」、「就中今夜好風月似江淮」(同卷五十七・二二九「詠閑」)、「風月不知人世變、奉君直似奉呂王」(同

卷六十七・三〇六「送蘇州李使君赴郡二絕句(2)」)等があり、「風」「月」あるいは自然一般として表現されるのが、白居易においても通例である。以上、倉卒な調査ではあるが、中国——唐代までの「風月」を概観した。王勃の「風月」で、宴を催す自然として、白居易の「風月」で、詩興を催す自然として詠まれることはあったが、両者を含めて、「風月」は、一般「風」と「月」、あるいはそれが、兩者を含めて、「風月」は、一般としてあつたといえよう。唐代において平安朝のように「風月」(『詩』の例は未見であるが、『漢語大詞典』によれば、宋·歐陽修「贈王介甫」の「翰林風月三千首」吏部文章二百年」が最も古い。

なお平安朝の「風月」に関して付言する。平安朝において詩作と関わる「風月」が詠まれるのは小野篁の「故榮潤之動人、猶色象之在鏡。事隨化而暗遷、心無主而虛映。況在曖昧之中、思靈括之道。借託風月、記其鬱陶、求一日之足、三百年之盈。亦有以者乎」(『本朝文粹』卷十五)、34「早春侍宴清涼殿飲花應製」の例がある。篁は、周知のよう、白詩受容の最も初期に位置する文人である。詩作に關わる「風月」が、篁に見えるのも白居易の影響であろうか。篁以後であれば、道真的「風月」が問題になるが、しかし、詩興を催す自然として表現される例、つまり、詩作と関わって表現される例は、予想されるよりも少ないのであり、その点は、白居易の「風月」と同様である。例えば、「臣十五歲加冠而後二十六、對策以前、垂帷閉戶、涉獵經典、雖有風月花鳥、蓋言詩之日渺焉」(『晉家後集』64「獻家集序」)のように、詩作と関わる例が見出せるとともに、「風月能傷旅客心、就中春尽旅難」禁(『晉家文草』卷四・21「春尽」)や一所天尋常言曰「接靈觀者、嵯峨聖靈、久留觀賞、假使暫為風月優遊之客、唯願終香華供養之地」(同卷十二・56「為兩源公先考大臣周忌法會願文」寛平八年八月十六日)で、前者は、道真的讚岐守時代の作であり、京都とは異なる讚岐の自然を「風月」と詠み、後者では、「接靈觀」を自然を楽しむに相応しい地と表現しているのである。道真的「風月」は中國での「風月」の用法と同様、自然を示すものとしても表現されているのである。しかし、最初にも確認したように、道真的「風月」には「詩才」を表す用法もあり、恐らくこのような用法は、「風月」と詩作との緊密さがもたらしたと考えられる。道真以降、

自然一般を表す例も見出せるが、多くは詩作と関わる。

(7) 詳細は工藤重矩氏「平安朝における「文人」について」『平安朝

律令社会の文学』(べりかん社・平成五年、昭和五十七年初出)参

照。

(8) 注(6)参照。他にも鈎学會関係の詩序には「風月」が多出する

が、中国での用法と同様、自然の代表として表される。

(9) 喜田新六氏「王朝儀式の源流とその意義」『令制下における君臣

上下の秩序について』(皇學館大學出版部・昭和四十七年、昭和三

十年初出)

(10) 一条朝の詩会に関しては後藤昭雄氏「一条朝詩壇と『本朝麿藻』」

『平安朝漢文學論考』(桜楓社・昭和五十六年、昭和四十四年初出)

飯沼清子氏「平安時代中期における作文の実態——小野宮実資の批

判を緒として——」(國學院雑誌86—6・昭和六二年六月)が参考

になる。以下の数値は、これらを参考にしつつ、稿者独自に『大日

本史料』を中心調査した。但し、糸算等、大学寮主催の詩会につ

いては数に入れていない。また内御書所詩会は、御前詩会と同時開

催ならば、合わせて一回とし、御前詩会の後に挙行されている場合

は別に扱った。この点に関しては、前掲拙稿「一条朝文壇の形成

——重陽宴の変容を通して——」参照。また本稿の基となつた平成

七年度大阪大学国語国文学会において資料として配布した「詩宴略

年表(稿)」は、紙幅の都合及び年表 자체の不備もあり、掲載するこ

とができなかつたが、一条朝の状況については、前掲拙稿に示した

ので、あわせて参考されたい。

(11) 『貞觀』儀式』『西宮記』『北山抄』等の儀式書に記される儀式

次第に賦詩行為の記述を指す。内宴、重陽宴、花宴等である。

(12) 一条朝における公宴詩会は重陽宴の四回の開催が目に付く程度であ

る。重陽宴は冷泉親王から挙行されず、平座で催されることが通例

になるが、一条朝では平座の後に御前作が行われる(後藤氏前掲

「重陽」参照)が、これは公宴詩会と同列には扱えない。注(10)にあげた拙稿参照。

大学における口頭発表に基づく。席上ご教示を賜わった諸先生方にお礼申し上げる。

——本学大学院博士後期課程——

【付記】  
本稿は、平成七年度大阪大学国語国文学会(平成八年一月十五日、於大阪